

■ 指定管理者事業評価の基準について

1. 評価基準について

○以下の評価基準に基づき評価を実施する。

配点	基準	
	提案事項	管理水準
5 (10)	提案事項を実行し、優れた成果を発揮している。加えて新規事項など評価できる取り組みがある。 <u>(成果指標達成項目数 80%以上かつ、新規事項など評価できる取り組みがある場合)</u>	本市が求める管理水準よりも <u>優れた成果</u> をあげている。
4 (8)	提案事項を実行し、優れた成果を発揮している。 <u>(成果指標達成項目数 80%以上)</u> <u>(標準レベル)</u>	本市が求める管理水準を達している。 <u>(標準レベル)</u>
3 (6)	提案事項を実施している。 <u>(成果指標達成項目数 50%以上 80%未満)</u>	一部、本市が求める管理水準を達していない。
2 (4)	提案事項を実施したが期待した成果が得られていない。 <u>(成果指標達成項目数 50%未満)</u>	ほとんど、本市が求める管理水準を達していない。
1 (2)	提案事項遂行していない。 (提案事項を遂行していないことに正当な理由がない)	公園管理上著しい失態があるなど、本市が求める管理水準を達していない。

※提案事項、管理水準ともに通常の成果をあげた場合、4点(10点満点の場合は8点)を獲得できるようにする。全て4点(8点)を獲得した場合、総得点は80点となる。提案事項については4点の基準を満たし、かつ新規事項など評価できる取り組みがある場合に5点を与える。

2. 総合評価について

○各項目の点数を合計した総合点により、評価を以下の通り決定する。

評価	総合点	(参考) 次回公募時の配点 (案)
A	85 点以上	1
B	80 点以上 85 点未満	0.5
C	70 点以上 80 点未満	0
D	60 点以上 70 点未満	-0.5
E	60 点未満以下	-1

※現事業者が次回公募に申し込んだ場合はインセンティブ・ペナルティ制度を適用する。

その際の配点は、公募実施前年度までの各年度の評価における配点の合計点を公募時の評価に加点又は減点する。